

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 建設環境常任委員会記録

3月2日(月)

3月3日(火)

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 建設環境常任委員会記録

会議日 3月2日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月2日(月)

開会 午後4時7分 散会 午後4時9分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委員 長	高 村 将 敏	副 委 員 長	久 保 直 子
委 員	川 田 尚	委 員	浜 川 剛
委 員	竹 村 博 之	委 員	白 石 透
委 員	井 口 直 美		

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[土木部]

部 長 真 壁 賢 治

[水道部]

水道事業管理者職務代理者  
部 長 原 田 有 紀

○議会事務局出席職員

主 査	奥 野 太 一	主 任	角 田 詩 織
主 任	西 村 雄 貴		

○付議事件

議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

議案第18号 市道路線の認定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(署名又は押印) 委員長

---

(午後4時7分 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。



○高村将敏委員長 初めに、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位(案)のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

これより議事に入ります。



○高村将敏委員長 議案第8号、議案第12号及び議案第18号を一括議題とします。

初めに、提案説明については、省略することにして、ましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

○竹村博之委員 (資料要求)

○高村将敏委員長 ただいま委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その作成をよろしくをお願いします。

なお、作成された資料は、審査の都合上、あらかじめクラウド上などに掲載されるよう、委員長から重ねてお願いしておきます。



○高村将敏委員長 以上で本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、3月3日(火曜日)午前10時に再開しますので、よろしくをお願いします。

本日は、これにて散会します。

(午後4時9分 散会)

# 建設環境常任委員会審査順位（案）

令和8年2月定例会  
(2026年)

## 1 水道部関係

議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 土木部関係

(1) 議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

(2) 議案第18号 市道路線の認定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 建設環境常任委員会記録

会議日 3月3日(火)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月3日(火)

開会 午前10時

閉会 午前11時25分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委員長 高村 将 敏

副委員長 久保 直 子

委員 川田 尚

委員 浜川 剛

委員 竹村 博之

委員 白石 透

委員 井口 直美

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[土木部]

部長 真壁 賢 治

道路室参事 飯塚 隆 博

道路室主幹 徳永 賢 児

道路室主幹 眞鍋 忠 克

道路室主任 大島 孝 法

[水道部]

水道事業管理者職務代理者  
部長 原田 有 紀

次 長 吉井 亨 一

技術監 山村 泰 久

工務室参事 谷口 宗 央

工務室主幹 北野 雅 一

○議会事務局出席職員

主 査 奥野 太 一

主 任 角田 詩 織

主 任 西村 雄 貴

○付議事件

議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

議案第18号 市道路線の認定について

(署名又は押印) 委員長

---

(午前10時 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

初めに、質疑時間を十分確保し、審査の充実を一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

これより議事に入ります。

○

○高村将敏委員長 議案第8号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 条例改正の件なんですけど、先日の本会議でも同僚議員も質問させてもらってましたのである程度理解させていただくことができました。

その上で、数点確認させていただきたいと思うんですが、まず、この本市の水道条例改正の件なんですけど、国の通知に基づき改正するものということは、これは国土交通省からの通知が何かあったという理解でよろしかったのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○北野雅一工務室主幹 委員のおっしゃいますように、昨年の4月22日に国土交通省から通知がございました。

○川田 尚委員 この中でいきますと、私個人的にはおおむね賛同するものではあるんですが、災害時、非常時においてという表現があるんですが、例えばお答えできる範囲で結構ですが、どういった事態を想定されていますでしょうか、教えてください。

○北野雅一工務室主幹 この条例を適用するときにつきましては、本市が指定をしております指定給水装置工事事業者の多くが被災をして、給水装置工事ができないという状況になりまして、そしてまた市民生活に十分に影響がないように配慮をするという、そういうときに運用していくというふうなものでございます。

○川田 尚委員 分かりました。ちなみにですけど、そういった事例というのは、分かる範囲で結構なんですけど、本市においては類似するような事態、状態があったのでしょうか。

○北野雅一工務室主幹 これまで、同様のこうした条例を適用、検討するような状況はございません。

○川田 尚委員 それでは次に、災害時や非常時において他の水道事業者が指定する業者が施工することができるというものだとは思いますが、先日の本会議でも同僚議員、質問していただいたので理解はしておるんですが、改めてなんですが、そこにおけるいわゆる優先順位だとか、状況にもよるかと思うんですが、何かその基準という部分は現時点で定められるものなのか、また、これから定めるものなのかについて教えてください。

○北野雅一工務室主幹 委員のおっしゃいますように、運用の基準というのはなかなか持ってないものでございますけれども、実際に被災している状況におきまして、給水管がどれだけ破損しているのかという状況、給水、その断水戸数の規模ですね。それと先ほど申し上げました指定給水工事事業者の被災の状況、そして何よりも市民生活でどれだけの影響を与えているかというようなことを勘案しまして、私どもだけではなくて、国や関係機関も含めて広域的な検討を行って、判断をしていくというようなものになるというふうに考えております。

○川田 尚委員 承知いたしました。

それでは、他の水道事業者が指定する工事事業者がとなっておりますが、施工の過程においてなんですけど、例えば規格の違いというものはあるのでしょうか、それもお教えてください。

○北野雅一工務室主幹 指定給水装置工事事業者といえますのは、水道法でその要件が決められておまして、全国でその指定を受ける要件というのは決められておりますので、違いがあるということではございません。

○山村泰久水道部技術監 各市町村によって、若干の資材の使用するものというのは違いますけども、大枠で言いますと水道法で資材の基準というのが一定決められていますので、よその市の材料であるから、もう全然見たことも触ったこともないということではないと考えております。

○川田 尚委員 これ結構大事なところかなと、非常時ですので、恐らく吹田市、本市だけが非常時であ

れば、他市が問題ないところもあるかもしれませんが、おおむね周辺他市、市町村も同様な事態かと思えます。

そんなときに、ほぼ規格に差異がないということで安心はしておるんですけど、非常時にどういう状態になるかは分かりませんので、日頃の平時の状態から恐らくされてるかと思うんですが、他の水道事業者が指定する状況、規格等の状況も平時から気にかけていただければなと思いますので、その辺りよろしく願います。

私からは一旦、置いておきます。

○白石 透委員 まさに昨日のタイミングで、本会議でしゃべったんですけど、昨日私が朝にニュースで見たのは、総務省から下りた通知みたいなやつで、もう来ましたか。

○北野雅一工務室主幹 ニュース等で承知はさせていただきまされたけれども、総務省から具体的に通知を頂いているということではございません。

○白石 透委員 そしたら、まだ正式に来てないから答えられない部分もあると思うんですけど、昨日私が見た段階では、想定が首都直下型地震と南海トラフも入ったように思うんですよ、多分。この条例はもう全然これでいいんですけど、そのときに例えば首都直下型地震があったら、東京都には例えば鹿児島県と北海道と広島県と愛媛県が行くとか、例えばそういうふうに、神奈川県には青森県と佐賀県と島根県が行くとか、そういう割振りみたいなのをしたはずなんです。まだ見てないと思うんですけど。

多分そのときの被害の状況で全く違ってくると思うんです。今だと首都直下型の大きな地震があると。南海トラフという大きな地震もあると思うんで、それもパターンが決まっていたような気がするんですけど、そういうときに行きなさいよと。直近で吹田市も熊本県に行ったと思うんですけども。

国から正式に要請がないと動けないんですよ、今。

○谷口宗央工務室参事 委員のおっしゃられておりました東京都の件に関しましては、水道のほうはまだ具体的に何もお聞きはしてありません。

水道の場合、例えば熊本であったりとか、東日本

大震災でもそうだったんですけども、日本水道協会という組織がありまして、全国の自治体で構成されている組織なんですけれども、こちらを通じて応援要請をする、あるいは日本水道協会が、どの都道府県を例えば関西地方支部であったりとか、そういったところに担当をお任せして、そこからまた大阪府に下りてきて、吹田市に下りてきて、応援に向かうというような立てつけになっております。

今回の指定のことについても、恐らくは日本水道協会が主になって、直接吹田市がどここの市に依頼をかけたかということではなくて、日本水道協会を通じたことになるかなというふうに考えております。

○白石 透委員 そしたら、まだ正式に来てないから何とも。私がニュースで見たのは、国からの要請はなくても動けるよという話やったんです、見たニュースが。そうなったほうが当然いいな、熊本もうちが大分と早めに着いたと思うんですけど、近隣なんかは逆にあんなに大きな地震のときは、例えば熊本県で地震があったら、福岡県も大分県も多分打撃を受けてるんで、なかなか近隣からすぐ寄れない。離れたところから行くっていうのが、一番ストレートで分かりやすいと思うんで、それはそういうふうになればいいなと思います。

私がたまたまそのニュースを見てしまったんで、まだ多分答えられない部分があると思いますので、この条例自体は全然問題ないです。

○浜川 剛委員 指定給水装置工事事業者さんは、大規模災害が起こったときに、イメージは大きな地震が起こったときにいろんなところで管路が破損したりとか、漏水が発生したりとか、屋内・宅内配管のことなんですけども、今言いましたこの事業者は宅内配管だけじゃなくて、いわゆる基幹管路、水道部が所管する管路の復旧とかの工事も対応されるんですか。

○谷口宗央工務室参事 配水管の修理に関しましては、どこの自治体も水道事業者が直接修理なり、布設なりということを直営なり委託なりで行っておりまして、配水管の修理っていうところにつきましては、水道事業者が直接施工するということになります。

この指定工事業者に関しては、給水管という、いわゆるそれぞれのお家の引込みであったり、そういったところを対象にした工事のことを指しております。

○**浜川 剛委員** 分かりました。そしたら、各給水管とかおうちの中の工事で、もし事業者が足りなくなった場合はということですね、理解しました。

あと事業者によって、修理費用、要はその配管とか修理するのに金額って変わるんですか。A事業者、B事業者で変わるのか。もしくは他県から、この条例によって来ていただきました。そしたら、やっぱり遠方から来るので、その分金額が高くなったりせえへんのかなっていう勝手な危惧もあるんですけど、その辺はどうなんですか。何か決まってるんですか。

○**北野雅一工務室主幹** そうした金額の違いはあるかというふうに思われますので、見積りを取って発注をしていただくということが一つでございますけれども、令和6年の能登半島地震の際につきましては、災害救助法の適用で一定補助金が出たということで、石川県として取りまとめて、幾つか県内でも遠方のほうから来てるそうした指定工事業者についての交通費ですとか、そうした補助を行ったということがございまして、今回条例改正で、今後の対応につきましては、そうしたことも踏まえて検討していくことになるかというふうに考えております。

○**浜川 剛委員** 分かりました。金額の違いは出てくる可能性もある。でも、それは補助金とかで相殺されるかもしれないってことですね、分かりました。

あと宅内配管自体が、どこまで耐震化っていう表現したらいいのか分からないんですけども、震度5強とか6弱とかっていう地震が起こったときに、いわゆる耐震化みたいなものがどこまで進んでるとか、何かそういう状況というのはつかんでるんですかね。

○**谷口宗央工務室参事** 給水管の耐震性というところで言いますと、令和5年に吹田市でも給水装置工事の施工指針というものを改正しまして、これまで実績として給水管の漏れが地震災害時にも少ないポリエチレン管というものを採用しております。機会を捉えては、今こういったものにどんどん切り替えていっているというような状況でございます。

○**浜川 剛委員** 分かりました。そういう意味では、想定される数もだんだんと減ってきてるんやろうなっていうところですかね。そこは理解しました。

一旦、置いておきます。

○**井口直美委員** お願いします。今回の条例の制定というのは、能登半島の地震で水道の配水管が復旧した場合でも、個人の管理する宅内配管の復旧が遅れたのでということが理由だというふうに国交省からの通知が届いていて、それで変えましょうということだと思んですけど。

先ほどの答弁から少し心配になったんですけど、これを発動というか、適用するのは、市内の業者が被災した場合とか、給水事業者が被災したときとか、今、要するに市内の業者が被災した場合ですというふうな答弁されたと思うんですけど、これって物すごい曖昧やと思うんですけど、どこまでの何割が使えない、被災したとか、震度どれぐらいのときとかという基準をちゃんと決めておかないと、ただ、市内の業者が被災した場合とか言われても、それはどういうふうに判断するのか、その辺詳しく教えてくださいませんか。

○**山村泰久水道部技術監** 先ほど市内の業者が被災した場合ということで、これはあくまでも一例でありまして、もっと大きい影響というのは、やっぱり市内の多くの御自宅が、家屋で給水管が破損して、市内の業者では対応できないということが一番のポイントであります。

その場合の基準なんですけども、震度5であるとか、震度6であるとかということではなくて、あくまでも市内の家屋の状況と、市内業者の状況ということでの比較、実際にどのぐらいの給水、普通に給水を復旧するのに時間がかかるか、これが1か月、2か月も待ってもらおうというのは、常識的にも少し生活に影響出ますので、あくまでもその状況によってということを考えております。

ただ、吹田市内では先ほど申し上げましたように耐震化も随分と進んでますんで、能登のレベルまでいくというのは、なかなか考えにくいかなとは思っておりますけども、万が一に備えてのということで今回の条例改正をさせていただきました。

○井口直美委員 先ほどおっしゃられましたけど、じゃあ誰がいつどのように判断して、どのようにこの給水事業者をお願いねというふうなことになるのか。誰が判断して、誰が指示をするのかというのは大体決まっているんですか。

○山村泰久水道部技術監 判断するのは水道事業管理者。今、吹田市の状況でありますと職務代理者というところでございます。

○井口直美委員 今の指定給水装置工事事業者というのはどれぐらいあって、内訳を教えてくださいか。

○北野雅一工務室主幹 本市の指定給水装置工事事業者は568事業者になっておりまして、吹田市内で79事業者、吹田市外で489事業者でございます。

○井口直美委員 市内では79者、市外やったら489者。これは府内のことを言ってるということですよ。

先ほど言ったように、水道事業管理者が判断して、それで吹田市の事業者79あるけれども、それでも手が回らないというときには、この条例を使って、市外の業者をお願いするというスキームだと思うんですけど、管理者もすごい大変やと思うんですよ。現場の状況を集約して、それはどの辺の地域でどんなやというのも把握して、どこの業者をお願いしてという、そういうそのスキームというのはすごく大変やと思うんですけど、そのスキームというのはどういうふうに考えてはるんですか。

災害が起きました。しばらくしたら復旧しなあかんという状況になりました。その状況の把握をしないといけません。要望も出るでしょうし、そうなった場合に、どこが管理して、どこをお願いして、どこから工事事業者に行くというような、そういうのってあるんですか。通知を読むと、貴管内の管工事組合と連携できる体制をつくってくださいねみたいなことが書いてあるんですけど、その辺を分かりやすいように教えていただけますか。

○北野雅一工務室主幹 被害の規模ですとか、被災状況によって、かなりいろいろ変わってくる場合がございますけれども、例えば石川県でございましたら、石川県そのもので能登の関係の災害において取りまとめを行いまして、そして国土交通省のほうはその

県内の管工事組合連合会に属している水道業者ですね、そこに聞き取りを行って、今修繕可能であるかどうかとか、そうしたことを集約をいたしまして、そしてそれを県のホームページですとか、そういうところで情報発信しながら、市民の皆さん、事業者様にそうした情報を発信していたというふうな状況でございます。

ただ、それと同じようにするかどうかというのは先ほども申し上げましたように、被災状況にも関わってまいりますので、まずやはり配水管に水が通っているのに水が出ないという状況が本当に短くなるように、市民生活に影響を及ぼすことが非常に短い期間となるように進めていけたらなというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○谷口宗央工務室参事 少し補足のほうさせていただきますと、大阪府の認可、都道府県の認可ということですが、給水人口が5万人以下、こちらが都道府県の認可で水道業者として認められるというふうな法律の立てつけになっております。こちらは国及び吹田市の水道事業者が直接関わることがありませんので、そういったところにも周知をさせていただきということと、管工事組合の中で活用したりして、そういったところも手当ができるように検討していただきたいというようなことが書かれていることだと思います。

私たち吹田市のような自治体に関しましては、これまでの災害時と同様に、やはり日本水道協会が中心になりまして、例えば配水管の事故の漏水の対応について助言を頂いたり、給水管のことについても、今後そういったところが詰められて、例えば吹田市内で何百軒が家庭の中で断水があるというようなことを把握した上で、日本水道協会のほうに応援の要請をして、受援を受けるというような今後の流れになっていくのかなというふうには考えております。

○井口直美委員 最後になんですけど、今の答弁聞いていたら、条例は制定するけれど、今後災害っていつ起きるか分からないので、ちゃんと使えるように、この場合はこうするんだとか、こうなったらどこをお願い、だから今言った日本水道協会なのか、能登で言ったら国に言って管工事組合に言って、ホーム

ページで言ってみたいなことをおっしゃってましたけど、そういうのがちゃんと吹田の中で動けるように、ちゃんとその辺のマニュアルというか、それだけはちゃんと早々につくっていただきたいなということ要望いたします。

○竹村博之委員 資料を作成いただきましてありがとうございます。

この資料で言いますと、吹田市指定給水装置工事事業者数が現在568事業者で、市内が79事業者、市外が大阪府内が425事業者、大阪府外が64事業者ということで指名されています。2025年12月末時点ということになっています。

それで、私も詳しくないのですが、吹田市のホームページで吹田指定給水装置工事事業者ということで、この名簿が掲載されています。これ直近で2026年2月2日現在で合計567者ということで、ナンバー942までということで、ちょっと数字が違うんですけど、どう理解していいのかなと思ひまして。

○北野雅一工務室主幹 お渡ししている資料につきましては、令和7年（2025年）12月末時点ということで、そこから今ホームページで掲載している分につきましては、廃止届が一つございましたので、それで数が一つ二つありましたので、それで数が若干違ってるとということになります。

○竹村博之委員 だから、568事業者が今は567者になるんですかね。この事業者の数というのは膨大にあるんですけど、これはどういうふうに理解したらいいんですかね。

○北野雅一工務室主幹 吹田市内で給水装置工事を行う場合につきましては、本市の指定給水装置工事事業者の資格を取るというか、指定を取ることが必要になってまいりますので、例えば大阪市の営業所を持つ事業者様が本市の指定を取って工事をしているということもございますので、そうしたことから1回だけ工事をするにつきましても、こうした指定を取る必要がございますので、現在では567者というふうになるわけでございます。

○竹村博之委員 私が全然ピンと外れなんかと思ひますけど、このホームページの一覧表で言うたら、指定番号が九百何番まであるんですよ。それと事業

者数との数字が合わんのかなと聞いているんです。この一覧表で言うたら、942まで番号を振ってあるんですけどね。

○北野雅一工務室主幹 942番まであるわけですが、その空いてる番号につきましては、廃止をされた、廃業されたというところでございます。

○谷口宗央工務室参事 補足をさせていただきますと、指定を取られて、番号を一旦振るんですけども、後々に廃止をされた場合、その番号はもう空き番号として取り扱っておりまして、新しくまた指定を取られた業者さんは、続きのその大きい番号をどんどん取っていくというようなことになっておりますので、その指定の番号と、実際の指定個人事業者の実数というところに乖離が出ているというところでございます。

○竹村博之委員 同じ企業が重なっているということなんですか。

○谷口宗央工務室参事 ではなくて、例えば1番というところを番号を取った指定工事事業者がいて、後々に廃止をされた場合、もうその1番というのが空き番になりまして、新たに番号を取られても、その番号には割り当てないというふうに。例えば10番まで番号が埋まりましたら、次は11番。そういうふうに空き番にはもう埋めずに、どんどん新しい番号を取っていつているということでございます。

○竹村博之委員 そういう意味ですね。この一覧表は、この資料に出していただいた数字のものが、数字としては同じというか、トータルは同じということね、分かりました。

それと、これも今回導入される内容ですけども、これは先ほどからありましたように、2025年4月22日付の国からの通知に基づいて、いろいろ手続を進められてきたということだと思いますけど。当然他市の導入状況も同じように進めると。例えば、吹田市が遅れてるとか、同じようなスピードで導入しようとしているのか。どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○北野雅一工務室主幹 他市におきましても、おおむね改正をしていつているというふうなことでお聞きをしております。

○竹村博之委員 それで、改めてこの導入の経過とこれまでの取組について、お聞かせいただけますか。

○北野雅一工務室主幹 通知を頂きまして、本市の指定給水装置工事事業者数ですとか、また北大阪上水道協議会の技術部会でも、取扱いやそれぞれの動向、考え方のアンケートを集約いたしまして、本市の総務法制室とも相談をしてみました。

そして、本市で先ほど申し上げましたように、市民生活に十分に配慮していくということで、この条例改正が必要であるというふうな判断を行いまして、パブリックコメントを行いまして、本条例の提案になっているという状況でございます。

○竹村博之委員 パブリックコメントの御意見の数とか内容とか、何かお聞かせいただけますでしょうか。

○北野雅一工務室主幹 昨年11月27日から12月26日までパブリックコメントを行いましたけれども、寄せられました御意見はゼロ件でございました。

○竹村博之委員 分かりました。それで、吹田市として2024年1月に発生した能登半島地震の救援活動ということで、職員を派遣されてると思います。水道部からも行かれたのかなと思います。現地での現状と、今回提案していただいた御自身らとしても、こういうのは必要だなというふうに思われていたのか、あるいは改めて、こういうのは検討せなあかんというふうになったのか。せっかく派遣されて、いろいろ御苦労もされたらと思うので、現地の状況も含めて御報告いただけますでしょうか。

○谷口宗央工務室参事 能登半島の災害派遣に関しましては、1月1日に地震災害がありまして、直後に日水協の関西地方支部の大阪市が、その日の夜に現地に向かって調査に入っております、先遣隊として。私らにも直接連絡がありまして、1月1日から準備はしておったんですけれども、やっぱり先遣隊が、実際に道路が寸断されておりまして現地に入れる状況ではないということで、一旦は中止になりまして3月以降現地に入っております。

私どもは給水活動をする部隊でしたので、主に受水槽に水を入れて回るといったようなことをしてまいりました。その中であまり聞いておりますと、やはり受水槽自体も被害があったりですとか、あと受水槽

以降の配管にも被害があったり、昨今問題になってます下水道ですが、下水道もやられていて水を流すことができないというようなこともいろいろあったりしました。

道路の部分につきましては、先ほども申しましたように、直接水道事業者が配水管なりを修理いたしますので、受援の体制さえ整っておれば、たくさんの自治体が応援に入りまして、すぐに復旧のほうはされるんですけども、やはりおうちの中の部分につきましては、それぞれ民間の事業者さんに修理をいただくということで、やはり手が回らずに、水がなかなか出ないというような声をたくさんお聞きしました。

熊本のときにも、そういった問題があったというふう聞いておまして、やはりそういういろんな意見をやっぱり吸い上げた上で、今回こういう条例の改正に至るようなことになったのかなというふうに思っております。

○竹村博之委員 直接行かれて、いろんなことを経験されたと思いますので、吹田市でも災害時にいろんなことがあると思いますけど、ぜひ生かしていただきたいなと思います。

大阪でいうと阪神・淡路大震災とか、大阪府北部地震ですかね。そういう大きな地震もあって、吹田市でもあるいは周辺のところでも大きな災害あったんですけど、そういったときの教訓としても、こういう問題というか、今回提案されて、その指定給水事業者の拡大ということですけど、当時はそういうことは話題にはなってなかったんですかね。

○山村泰久水道部技術監 阪神・淡路大震災のとき、平成7年(1995年)でありまして、その当時はまだ指定給水工事店制度というのが始まってなかったと思うんですね。ただ、それまでの吹田市でいいますと、公認業者という形でやっておったんですけども、それで私も西宮のほうに災害復旧ということで行ったんですけど、そのときに公認業者とセットで行ったという経過があります。ただ、そのときやっぱりまだ本管の修理でありまして、給水管のほうには我々手つけてなかったんで、実際状況というのは把握しているわけではないんですけども、ただ西宮、

神戸といいますと、やっぱり能登とは全然違い業者数もかなりあると思うんですね。大阪のほうからも行ってるんかどうかいというのは把握してないんですけども、当時はそのような指定店とか公認制度の枠組みを外して、よそからも応援せな駄目だという声は、私の記憶ではあんまり聞いてなかったかなと思います。

○**竹村博之委員** 分かりました。災害も地域によって違うのかなというふうに思いますけども、いずれいろんな地震とか、そういうことも想定されていますので、しっかりやっていくことが必要だと思います。ちょっと最後になりますけど、いわゆる宅内配管は業者がやると。そこまで行く配管については水道事業者がやるということなんですよ。こういうふうに指定事業者以外にいざというときの仕事を担っていただく方を増やせるようにするという条例改正は非常にいいかなと思います。

2024年2月定例会でしたか、私どもの同僚議員もこういう観点から、能登にも支援に行った経過もありますんで、そういうことも含めて質問をしているので導入されるのはいいことだろうと思います。

いわゆる業者の手を大いに借りていくというか、そういうのはいいんですけど、基本は基幹管路というか、おうちに行くまでの管路が災害で傷んだときの修理というか、改善は水道事業者の皆さんが担うということになってるんですね。そここのところの職員体制というか、その辺で能登半島の地震などを見聞きして、今の体制でいけるのか、あるいはもう少しいろいろ充実させていかなあかんのではないかなとかいう、その辺の課題みたいなもの、もしあればお聞かせいただけたらありがたいんですけど。

○**谷口宗央工務室参事** 今、委員のおっしゃられてましたように、配水管等の事故に関しましては水道事業者の責任で持つて行うということになっております。大規模な災害におきましては、やはり自分のところの自治体だけでは、なかなか復旧というのが進まない。どうしても一、二班、多くても3班ぐらいしか持っていないということで、例えば熊本の地震に関して言いますと、熊本市自体はもう差配をするだけで、いろんなところから応援に来ていただくん

ですけれども、その応援に来ていただいた各市の部隊をどう配置するのかという、差配するところを担当していただきまして、受援体制というところで、吹田市もそういったところで、もし大規模な災害が起こった場合、そういうふうな頂いた受援をどう活用して、どういうふうに早期に復旧していくのかというところが非常に重要などころになってくるかなというふうに考えております。

○**竹村博之委員** それにつけても、今の水道部の職員体制とか技術的なもので、何か日々いろいろ研さんをしていただいていると思うんですけど、何か先の課題があればお示しただけたらと思います。

○**原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長** 水道部の職員体制ということで、平素から申し上げてますとおり、うちのほうですすいビジョン2035という基本計画がございまして、これにつきましては水道施設の耐震化であるとか更新、そういったものも含めて必要な事業というのは、持続可能な水道に向けて必要な事業というのを推進してまいるところでございまして。

この業務量に見合った職員体制の確保、特に技術職、委員御指摘においては技術職を中心にそういった職員の確保ということに努めているところでございます。

○**久保直子副委員長** 令和6年1月1日に能登半島沖で大きな地震がありまして、そこに本市も水道部の皆様が足を運んでおられたというのは記憶しているところなんですけれども、その支援活動の中で様々なことを見聞きしておられ、把握もしておられるということでしたが、この条例改正に向けて、まだ不明瞭なところですか、今後調査が必要だなど思っているところがありましたらお聞かせください。

○**北野雅一工務室主幹** この条例の適用ですとか、運用につきまして、様々な委員の皆様から御意見を頂いておるわけですけれども、やはり実際に運用するときになりますと、やはりどれだけの被害があるとか、そうした情報収集というのが非常に重要になってくるかと思っております。それに努めまして、それで適正な判断をしていきたいというふうに思っております。

○久保直子副委員長 その情報を収集するということも、もちろんそうなんですけれども、さきに大きな地震があって被災されたところ、能登のほうから参考にさせてもらって、この条例に生かしていくところというのを、そういったことはしっかりお持ちなんではないでしょうか。

○山村泰久水道部技術監 今後こういうことを進めていくためのスキームということが課題ということなんですけれども、先ほどほかの委員からも御指摘いただきましたように、やっぱりスキームの確立が一番重要だと考えております。

いろいろな状況はあるんですけども、基本的にはこういうスキームでやろうと、それを微修正しながら運用するということが大事だと思っておりますので、能登のほうと、またこちらのほうではやっぱりまた状況が違いますんで。今後、日本水道協会なり、国のほうに対しまして、そういったスキームを求めるといことの声は上げていかないといけないかなと思っております。

それと、先ほど申しあげました情報収集ですね。それとできるだけ市民に負担がかからないように、先ほど費用の問題もありましたけども、その費用の問題とかいうのも課題だと捉えております。

○白石 透委員 竹村委員の要求資料を参考にさせてもらうんですけど、気になったのが、事前に業者を登録しとかなあかんという話。ほんで、これ見たら府外が64事業者なんです。そうすると、例えば私が想定した大きな災害が来ると、もう水道がどこでも、大規模な災害が起こったときに、指定業者じゃないとあかんとかどうだか、そんな話もそのとき臨機応変にやるんだと思うけど、例えば言いたいのは、吹田市が例えば限りなく遠くの札幌市と提携しとかなあかん、指定をしとかなあかんとか、そういう課題が出てくると思うんです、大きな地震が来たときに、もうそういう援助を受けるとするならね。

今後のテーマになると思うんですけど、例えばその場合は吹田市がどこどこ、大阪府とどこどこ県がやるとか、そういう立てつけになるのかなと想像するんですけど、それ課題になりますよね。今から指定したところじゃないとできなくて、それをかたくな

にそのとおりにくんだったら、例えば北海道の業者とか多分指定ないと思うんですよね。その辺課題になると思うんですよね。

○北野雅一工務室主幹 実際に、指定給水工事事業者が被災した市町村、私どもでいうと本市に当たりますけれども、そうしたところで修繕等の給水装置の施工活動をしようとするれば、例えば石川県の場合でしたら、石川県は県内の事業者にとりまして、先ほど申しあげましたけど、交通費ですとか、そうしたことについての補助を一定行ったものですけども、大阪府でいいますと、吹田市を含めまして、大阪府内で3,400ほど。失礼しました。

○吉井亨一水道部次長 補足させてもらいます。今現在、平時では吹田市内で宅内の給水管を工事する場合には、吹田市の指定工事店じゃないとできないということなんです。

今回の改正の趣旨は、やはりその大規模な災害が起こったときに、吹田の指定業者では足りなくなるという、そういう恐れがありますことから、あくまでも環境整備のために、一々指定をしなくても、他市で指定されている事業者を受け入れることができますよと、そういうための改正となっておりますので、毎回災害のときに、吹田市が指定をするということではありません。

○白石 透委員 限りなく膨らむからね、そんなこと言い出したら。今回の条例は、そういうことでもうオーケーだと思います。指定業者じゃないとあかんとか、そこにこだわるのであれば、将来的には先ほどの話になるけど、府とどっかがやっとなあかんとか、そういう話にも発展するかもしれないなと思って、私の意見です。

○井口直美委員 最後に要望させていただいて、吹田市の運用マニュアルとか、そういうのを確立してくださいねとお願いしたんですが、そのときに多分そういう災害が起こったら、もう混乱して、私たちが業者、吹田市もそうだと思うんですけど、混乱が予想されます。市外の業者から来てもらったりというようなことになろうかと思うんですが、そのときに例えば補修の責任がどこか、それとか損害賠償が要するときの責任の主体とか、そういうところまで

踏み込んでもらって、悪徳業者を排除するような、そういうスキームまでちゃんとつくってもらいたくなっていうのを要望させていただきます。

というのは、多分そうになったら、私たちも早く直してほしいと思って飛びつきますよね、そうして変なところに飛びついてしまう可能性があるんで、そういうところはちゃんと排除してもらえようようなスキームでお願いしたいと思っておりますので、要望しておきます。

○**浜川 剛委員** ちょっと確認も含めてお聞きしたいことがあったんですけども、大きな災害が起こって、吹田市内の事業者の数だけでは足りない場合には、吹田市の水道事業管理者の判断で本市以外の水道事業管理者が指定したところが来ると。要は、宅内配管、家が断水して水が出ないところがいっぱいあるということは、どうやって掌握されるんですか。一件一件、水道部に来るとてもないと思うんですけども、その判断基準を教えてください。

○**吉井亨一水道部次長** 大規模な災害が起こりましたら、まず水道システムは止まります。そうなったときに、水道部の職員はそれぞれの水道管、配水管のほうですけども、健全状況を確認に回ります。市内に回ります。そういったところでの情報収集というのも可能ですし、同じように断水しますと、応急給水といいますけど、そういったところで地域の事情というの情報収集が可能になってくる。おっしゃったように、電話が入ってくるということもありますし、そういった情報を収集した上で状況を判断していくということになります。

まずは、応急的な最初の段階というのが、応急措置をします。その後に宅内の配水、要は配水管が水が通らないと宅内の水も出せないわけですから、そこに我々は注力をしていくということになります。宅内のほうは、そこでもし出ない、漏れているということがあったら、事業者と契約をしていただくと、そういった流れになると思います。

○**浜川 剛委員** 分かりました。そうやって情報を収集していただけるということなんで、ここは何かもっとそれこそ輪島とかの経験とかで、こういうことをしたら、状況を細かく集約できるというか、何か

そういうのはつくれないですか。

○**吉井亨一水道部次長** 今は機械式のメーターを使っておりますので、人からお聞きしないと宅内の漏水、破損の状況というのは把握はできません。スマートメーターというのが、もし各戸にあれば情報は集約できる、収集できるのかなとは思いますが、それには莫大な予算がかかるということですので、今はスマートメーターをどうやったらいいのかというように検証をやっている最中でありまして。

○**浜川 剛委員** そうですね。スマートメーターなんかは、導入するとなると高いんでしょうけど。

あと、さっきの井口委員の要望にも絡んでくるんですけども、今回この条例が可決をして、この条例に基づいて、ふだん吹田市で仕事されてない業者さんも来ますという場合は、こういう状況で、今回こういう事業者さんも宅内配管の修理ができますよということを、しっかりと広報せなあかんと思うんですけども、その方法とかは何か考えられてるんですか。

○**北野雅一工務室主幹** 具体的に何かをするかということを決めているわけではございませんけれども、これまでの石川県の状況ですとか見た上で、ホームページですとか、幾つかの媒体を使いながら、御案内をしていきたいというふうに考えております。

○**浜川 剛委員** 分かりました。そこをうまくやっていただくことが、悪徳業者が同じようなことを言いながらやってきて、分からずに契約とかいう可能性もあるかもしれないので、そこら辺はしっかりとやっていただければと思いますのでよろしく。これは要望としてお伝えしておきます。

○**高村将敏委員長** ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第8号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり承認することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

○

○高村将敏委員長 暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時2分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

次に、議案第12号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 高浜橋の耐震補強の件でございますが、契約内容の変更理由を読ませていただきますと、塗装塗り替え範囲の一部において橋桁、通信管の支障となることからいう記載があるんですが、一旦確認なんですが、これは当初耐震補強する、工事をしますよと決まったときには分からなかったという理解でよろしかったんでしょうか。よろしく願います。

○眞鍋忠克道路室主幹 発注当時には分かっていたことになります。というのも、施工に先立ちまして、吊り足場、足場を設けまして、塗り替える部分の事前の詳細の調査によって、その部分の変更が必要だということが判明したものでございます。

○川田 尚委員 工事にもいろんな種類、土木部でもいろんな部分がありますので千差万別かと思うんですが、素人発言ですが、こういったものが事前の調査ではどうしても分からないものなんでしょうか。例えば地中に埋蔵物はなかなか分からないと、全国各地で見聞きされるんですけど、今回においては、例えばドローンなどで見れば、橋の下も確認するようなことも可能ではないかなとは思ってしまうんですが、その辺りいかがなものでしょうか、お教えてください。

○眞鍋忠克道路室主幹 塗装の塗り替えの方法については、使用する機械によっても実際にその機械が使えるかどうかというのは、施工業者がどういった工

法を使って行うかによっても、また変わってくる部分もございまして、発注当時、設計段階では判明しなかった部分になります。

○川田 尚委員 分かりました。

この辺り可能な範囲なんですけど、もちろん常日頃から注意していただいているかと思うんですが、でき得る限り最初の発注の段階で、こういったら難しい表現ですけど、できる限り分かるように御努力していただければなというふうに思いますので、ここは要望とさせていただきますと思います。

その後ですが、続けてです。変更理由でいきますと、工事途中の歩道の占用範囲を小さくしという表現があるんですが、これはもともとのいわゆる発注時というんでしょうか、もともとの部分より歩道を小さくする、工事に伴って、この一部変更に伴って歩道の幅が小さくなってしまおうという理解でよろしいでしょうか。

○眞鍋忠克道路室主幹 一般の市民の皆様が通行できる歩道の幅が小さくなるということではなく、工事で歩道の一部を占用する、使用する幅があるんですけども、この幅を小さくすることで、一般の市民の方が通行される歩道の幅を広げるという意味合いになります。

○川田 尚委員 これは発注当初からこういったものだったんでしょうか。発注した後、何らかの課題が発見されたので、こういった仮囲いの組替え等を行うことになったということよろしいですか。その辺りお教えてください。

○眞鍋忠克道路室主幹 発注当初は、この占用する幅というのを詳細に決めていたものではございません。施工会社のほうが高欄の塗り替えを行うんですけども、それに必要な幅を取りたいということで、約80cmの幅になるんですが、この部分を取りたいと、確保したいという申出がございました。

歩道の一部を占用するというで、吹田警察署、受注者、それから発注者と協議を重ねまして、一般市民の通行の安全確保、これを第一優先とすべきと協議して決めまして、歩道の幅をできるだけ小さくすると、占用する幅を小さくすることに決定いたしました。

この方法を取るには仮囲い、これを組み替える必要がございますので、これは当初計上していた設計で、設計金額の中に含めていたものではございませんので、設計変更という形で計上するものでございます。

○川田 尚委員 分かりました。では、それでは私のほうから、この件は最後になるんですが、この高浜橋ですが、両サイドに歩道あるかと思うんですけど、両サイド一気に工事をするもので、両サイド同じような形で同時並行で工事を行うものでしょうか。その辺りを教えてください。

○眞鍋忠克道路室主幹 仮囲いは、旧塗装取る作業があるんですけども、この中で粉じん、埃とかが外に飛散しないように仮囲い、密閉状態にする必要がまずございます。これは両側同時に行う必要がございます。ただ、片側ずつ施工することで、歩道の幅を、先ほど申し上げたように広げることができますので、施工業者としては同時にやりたいというところがあつたんですけども、市民の通行の安全を最優先するというので、片側ずつ施工するように施工手順を施工業者のほうと検討しまして、片側ずつ施工するというので歩道を拡幅しています。両側を占用しながらせざるを得ないという面はございません。

○川田 尚委員 ということは、歩行者に配慮した工事をより進めていただけということによろしかったでしょうか。

○眞鍋忠克道路室主幹 委員のおっしゃるとおりです。

○白石 透委員 もともとインフレスライド条項は、物価が上がったからと、そこはよく分かるんだけど、その橋桁に添架している通信管が支障となる。これは、変更になったことと関係ないのかな。

○眞鍋忠克道路室主幹 通信管が支障になったということによるお金の設計金額、契約金額の変更については、一つ目の塗装塗り替えの部分で影響のあるものになっております。インフレスライドの変更というものは、労務単価であるとか、材料とかの単価が上昇するものでございまして、通信管が支障になるということと、インフレスライドによる変更というものは関係はございません。

○白石 透委員 分かりました。

○竹村博之委員 工期は変わらないんですね。

○眞鍋忠克道路室主幹 工期の変更はございません。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第12号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は承認されました。

○

○高村将敏委員長 次に、議案第18号 市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○井口直美委員 同僚議員が、これに関して本会議で質問をさせていただいております。その答弁で数点お伺いしたいことがあるので、お聞きします。

この道路認定、市道認定基準というのが、過去と今と変わってるというふうに思うんですが、過去はどんな感じで、今はどんな感じになったかという相違点だけ教えていただけますか。

○大島孝法道路室主任 過去は、認定基準で行き止まりの道に関しては、認定を避けていた経緯があるんですけども、近年は行き止まりであっても、幅員等基準を満たせば、認定をするということに変わっております。

○井口直美委員 この今認定されている見取図を見させてもらったら、まさに袋小路のようなつながらなくても認定されてるなというのが、結構あるなというのはあるんですけど、これは多分、建築基準法第42条1項5号の規定によって、受け入れるよというようなことになってるんだなというふうに思うんですけど、これを認定をされるときって、調べてみたら業者が家を建てたりするときに、道路を造って

4mにして、それがたまたま袋小路みたいになるところを寄附しますよということで、そのことでいいんですか。今回、袋小路になっているところは、どこでも取れるんですか。そういうことじゃないんですか。

○大島孝法道路室主任 まず袋小路のところなんですけども、入り口が市の道路ですとか、府道ですとか、国道ですね、公的な道路に接していることが条件にはなります。そのほかは委員のおっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 ということは、今回認定されているということは、昔やったら通り抜けないといけなかったというのがあったと思うんですが、今は変わっているように先ほど答弁いただいております、もちろん市道とつながってるところで、市道とつながって、新しい位置指定道路というんですか、それになりました、それを寄附しますよと言ったら、寄附として市の道路として認定することができましたということなんですね。

○大島孝法道路室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 ということは、もうほぼ業者が、道路を市に寄附しますという申請があったからもらったということですね。それだけ確認させてください。

○飯塚隆博道路室参事 委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、現地を確認いたしまして、例えば複線の状況が続いているだとか、そういったことがございましたら、一応条件付ということで指導をさせていただきます、そこら辺が解消されれば寄附採納に当たるという形で、道路室としては動いております。

○井口直美委員 私が住んでいる泉町も、ほぼ2項道路で私道です。市道って本当に少ないです。ただ、いろいろな私道に対しても、道を補修してくださいというようなこととか、管理してほしいというような意見はすごくあるんですけど、なかなか今の基準だったら、市道につながってないといけません。なおかつ、位置指定道路じゃないともうえませんが、軽くなったといえども、旧市街地にとってはハードルが高いということがあるので、何ていうか、

それでも新しい家が建ったら認定をしていただくことができるんだというのが羨ましいなという思いもあって質問させていただいたんです。

ということは、今回、これから住宅の建て替えとかして、そういうところの位置指定道路がどんどん増えていったら、市も申請があったら受けていただけるという方向なんですね。今も一応確認しなアカンというふうには言ってはりますけど、それは拒否はできないんで、指定道路に認定していく方向になっていくっていうことでよろしいんですね。

○飯塚隆博道路室参事 委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹村博之委員 先ほどから今までの認定の基準というか、条件が変わったと、それはいつの時点なんですか。

○徳永賢児道路室主幹 認定基準に関しましては、過去4回改定を行っております。最新のものでいいますと、平成26年10月に施行をしております。

○飯塚隆博道路室参事 最近というか、もうかねてから袋小路は見直しを行っております、昭和の時代は通り抜けできなければ、協議の場にも乗れないというような当時の判断があったんですけども、平成、令和に至っては、袋小路も条件を満たせば認定として、うちのほうで寄附を受け付けて認定にしますという動きでございます。

○竹村博之委員 分かりました。何か最近まで、個人的な認識ですけど、袋小路は断られたというか、あかんかった。それはもう大分前にあれですね、申請したときに、そのときの基準は合わなかったということなんですね。

平成以降はいけていると、そういうことですか。

正確に言うといってもらったほうが後々残るんで。

○飯塚隆博道路室参事 まず昭和49年の4月に、まず第1回の施行がされております。その後、変更で平成3年、平成15年、平成26年と聞いておりますけれども、平成15年の頃にはもう既に見直しを行っております、袋小路等も一応寄附を受付するという動きでございます。

○竹村博之委員 例えば、平成15年以前に申請したけど、受け付けてもらえなかったというか、そういう

ところは平成15年以降改めて申請して、認定された  
というところもあるんですか。

○飯塚隆博道路室参事　そういうところも含めて、随  
時見直しを行っている。今回の認定の中でも、例  
えば昭和59年開発の帰属で頂いたところを見直しを  
かけて、今回認定させていただくというところもご  
ざいます。

○竹村博之委員　ちょっとできたら、今回提案された  
ところ、どこなのかを具体的に教えていただけたら。

○大島孝法道路室主任　例えば、9番目に該当します  
末広町19号線などは昭和59年に帰属されているんで  
すけれども、今回見直しによって認定の候補に挙げ  
させていただいております。

○竹村博之委員　分かりました。

○高村将敏委員長　ほかに質問はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で議案第18号に対する質疑は終了  
します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

（発言なし）

なければ以上で討論を終了します。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は承認されました。



○正副委員長　（退任挨拶）

○高村将敏委員長　以上で、建設環境常任委員会を閉  
会します。

（午前11時25分　閉会）